

KEYWORD

IPサイマルラジオ「radiko」

―音楽の権利許諾に関する考察―

(株)電通関西支社統合メディア局次長・IPサイマルラジオ協議会幹事代表 三浦 文夫*

はじめに

本稿では、地上波ラジオをCMも含め、放送と同時に配信するIP (Internet Protocol) サイマルラジオ (radiko.jp) の権利許諾、なかでもラジオにとって欠くことのできない要素である音楽に焦点を絞って論ずることとする。本論に入る前に、IPサイマルラジオの目的、経緯、概況について触れておく。

1. IPサイマルラジオの目的

ラジオには話題の3D映画のような派手さはないが、聴いているといろいろな場面や心情が浮かび上がる。パーソナリティの言葉への共感、素敵な音楽との出会い、野球観戦の興奮、音声メディアならではの世界がそこには広がっている。ラジオは聴取者自らの世界を再構成することができるため、習慣性が高いという特徴を持つ。また、ハガキや電話、メールなどを利用して聴取者自ら発信することが可能なインタラクティブ性も備えている。そのため、人気のあるパーソナリティを中心に強力なコミュニティを形成しており、イベントの集客力も大きい。

このように、コンテンツとして力はあるが、ラジオを取り巻く環境は厳しい。まず、都市部を中心に高層ビルや建築物の構造上の問題から受信状況が悪化している。また、ポータブルラジオ、ラジカセなど、かつては家庭内に複数台あったラジオ受信機も減少の一途をたどっている。そのため、若年層を中心にラジオ離れが進んでいる。こうした媒体価値の低下傾向とともにラジオ広告費も減少し、1991年の2406億をピークに2009年は1370億まで落ち込んだ。このままでは、広告料の減収に伴い制作費も削減され、番組の質の低下を招き、さらに聴取者が離れていくという悪循環に陥

りかねない。

こうした状況を打破すべく、インターネットを利用しPCをラジオ受信機にできないかと考え、2005年にIPサイマルラジオプロジェクトを立ち上げた。当時、すでにインターネット利用率は90%を超え(総務省通信利用動向調査)、年間1200万台以上のPCが出荷されていた(電子情報技術産業協会:JEITA)。そこで、在京ラジオ局に構想を持ちかけたところ、解決すべき課題は多いが取り組む価値はあるとの判断から、東京地区での実験の検討が始まった。

ところが、この実験の検討は、放送と通信の融合の試みであり、さまざまな課題の整理がつかず実施には至らなかった。放送局の中にもIPサイマルラジオの可能性を感じるものの、一気に通信の世界に踏み出すにはためらいがあり、放送の枠内にとどまるべきだという意見が大勢を占めた。

2. IPv6サイマルキャスト実験(大阪)

2006年、舞台を大阪に移し、在阪局に対してIPサイマルラジオの実験の提案を行った。大阪を選んだのは、放送の要件を整えるために必要な要素であるIPv6マルチキャストの技術リソース²が利用できる環境が整っていたからである。

そして、2007年4月、在阪ラジオ局6局(朝日放送、毎日放送、ラジオ大阪、関西インターメディア(FM COCOLO)、FM802、FM大阪)と電通(事務局)により、「IPラジオ研究協議会」(会長:宮原秀夫情報通信研究機構理事長、当時大阪大学総長)を発足した。同協議会は、参加各局から再送信同意を取得し、同年9月「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」第3条に基づき、業務開始の届出を総務省近畿総合通信局に提出した。技術的には通常の対一のインターネット(IPv4ユニキャスト)ではなく、放送の形態に

近い一対多の配信が可能なIPv6マルチキャストの配信システムを構築した。放送の枠組み内の実験ではあるが、権利者にはできるだけIPサイマルラジオの意義を説明し、理解を得るように努めた。この件については、後ほど詳述する。

こうして、2008年4月より実験を開始した。ちなみに、現在のIPサイマルラジオの名称である「radiko.jp」は、この実験のために取得したドメイン名である。

実験に参加するには大阪府内でNTTのフレッツ網に加入し、パソコンのOSはVistaのみ（同年6月からXPにも対応）という条件のため、応募者の数は思うように増えなかった。実験開始から半年経って、ようやく目標のモニター数1000人に達した。そこで、実験参加者に対しアンケート調査を実施したところ（同年10月～11月、252サンプル回収：電通リサーチ）、ラジオは魅力があり一度利用すると継続的に聴取する傾向が強いことが明らかになった。この結果は、ラジオはコンテンツとして力があり、聴取環境さえ整備できれば復権できる可能性を示唆するものとなった。IPサイマルラジオはリスナーを増やすことが目的だが、伝送路としてIP網を利用し、かつ厳密に放送の要件を満たすとすると、IPv6マルチキャスト利用可能者に限定されるという隘路に陥る。そこで、この実験を踏まえ、もっと手軽に利用できる環境、すなわち通常のインターネット（IPv4ユニキャスト）での地上波ラジオのサイマルサービスの実現へ向けての検討を開始した。

3. IPサイマルラジオ試験配信の概況

協議を重ねた結果、次第に今回の試験配信サービスの姿が浮かび上がってきた。それは、通常のインターネットを利用するが、配信を現行のアナログ地上波放送に準じた地域に限定するというものである。

つまり、IPサイマルラジオを難聴取の解消を目的とした補完サービスとして位置づけるのである。2009年

資料

The image shows a screenshot of the radiko.jp website. The main content area displays the FM OSAKA program schedule for the week of April 13th to 19th, 2010. The schedule includes programs like 'PEACE 1月', 'HAPPINESS 月', 'MUSIC OMASTER 月', 'JET STREAM 月', 'PEACE FRIDAY 金', 'Koi's Weekend Tee Shot 土', 'FM OSAKA', 'FM COCOLO', 'FM802', and 'FM OSAKA'. The right side of the screenshot shows a 'プレイヤー' (Player) section with a volume control, a '放送中の番組' (Broadcasting Program) section, and a 'ラジオシンクロ部分' (Radio Sync Part) section. The website header includes the radiko.jp logo and navigation links.

夏の終わりには試験配信の計画がほぼ固まったため、権利者に理解を得るための説明を開始した。

そして、2009年12月15日、在京7局（TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、日経ラジオ社、エフエムインターウェーブ、エフエム東京、J-WAVE）、在阪6局（朝日放送、毎日放送、大阪放送、FM COCOLO、FM802、エフエム大阪）、電通（事務局）による「IPサイマルラジオ協議会」（巻末別表参照）を設立、試験配信の準備に取りかかった。

技術的な側面では、radikoの配信システムは放送・通信・WEBソリューションが高度に統合されたプラットフォームである。個別の放送局のメンテナンスを最小限にする、通信帯域を押さえかつ高音質を確保する、選局のタイミングを短くしてラジオのザッピングを可能にする。こうした多くの要件をバランスよく満たすべく、音声制御などの放送技術、通信経路・サーバー構成などの情報通信技術、CMS（コンテンツマネジメントシステム）などのWEBソリューション、それぞれの分野の知見の結集と協業により洗練されたシステムを構築することができた。

権利許諾に関しては、ラジオを構成するパーソナリティー、ナレーター、音楽、スポーツ、ニュース、天気、交通情報などの権利者およびCM関係団体、広告主、広告会社、制作会社に対し参加放送局と事務局が協力して説明を行い、試験配信の趣旨に関して理解を得ることができた。こうして、パソコンで地上波ラジオ放送をCMも含め、そのまま聴くことができるIPサイマルラジオ「radiko.jp」は、2010年3月15日に開始した（資料参照）。試験配信開始1カ月で総ストリーム数1749万、平均聴取時間22分2秒と大きな反響があ

った。ラジオの聴取習慣のなかった若年層からは「聴いてみたら面白い」、過去のファンも「久しぶりにラジオに戻ってきた」といった声が寄せられている。4月12日から2週間実施したアンケートも、総数2万2635件と非常に多くの回答があり、85%が地上波も含めてラジオの聴取機会が増えるといった良い結果が出ている。

radikoの試験配信は都市部の難聴取の解消を目的としているが、リスナーもラジオ関係者も新しいメディアとしての可能性を感じ始めている。Twitterなどのソーシャルメディアとの相性も良く、ラジオの音声CMと連動した聴取プレイヤー部分の広告スペース（シンクロアド）により広告主のWEBに直接誘導できるなど、広告販促メディアとしての可能性も広がる。

4. 放送における音楽の権利許諾

2005年にIPサイマルラジオのプロジェクトを立ち上げた当時、放送局にその構想を打診したところ、権利特に音楽の利用許諾が得られず実現は難しいだろう、というのが大方の反応だった。実際、音楽業界にとってネットは望ましくないものという認識が広がっていた。これは、ファイル交換ソフトによる違法なダウンロードなど、音楽パッケージビジネスへの悪影響が顕在化していたからである。

そのため、ネット配信に関しては慎重な権利者が多かった。ラジオにとって音楽は欠くことができない重要な要素であるが、当時新しい音声メディアとして注目されていたラジオ局の「ポッドキャストサービス」にも音楽はほとんど使用されていなかった。プロジェクトを立ち上げた当初も、現在のradikoと同様の地上波ラジオのサイマルサービス実現を目指したが、ネットすなわち通信サービスの理解を得るのは困難な状況だったのである。そこで、通信ではなく放送の枠内であれば比較的権利者の理解を得られやすいと考え、大阪のIPv6マルチキャストの実験の計画を立案した。

ここで、放送の概念についてまとめておく。放送とは「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」（放送法第2条第1項）と定義されている。また、放送事業者とは、電波法（1940年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者を指す。また、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項第2号）ごとに免許は与えられている。さらに「放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域に

おいて、当該放送がたまねく受信できるように努めるものとする」と規定されている（放送法第2条の2第6項）。一方、著作権法によると「公衆送信のうち公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」（著作権法第2条第1項第8号）とある。

それでは、放送すなわち「放送免許を与えられた地域において公衆が同時に受信できる無線通信の送信」において、音楽を利用する場合どのような権利許諾が必要になるのだろうか。ラジオ番組での音楽の利用といえば、コンサートホールやスタジオでの演奏を録音あるいは生で放送するケースもあるが、商業用レコード（CD）を利用するケースが圧倒的に多い。商業用レコード（CD）の利用に関しては、著作権、著作隣接権（実演）、著作隣接権（レコード製作者）という三つの権利のクリアが必要になる。

音楽著作権については、権利者である作詞家、作曲家はその権利を音楽出版社に譲渡するケースが多い。音楽出版社は譲渡された楽曲のプロモーション、管理を行い得られた楽曲使用料から契約に基づき印税という形で著作権者に分配している。著作権者、音楽出版社はその楽曲を日本音楽著作権協会（JASRAC）などの管理事業者に信託している。音楽著作権の管理についてはJASRACが独占していたが、2000年に公布、翌2001年に施行された「著作権等管理事業法」に基づき、著作権管理事業は許可制から届出制となり、(株)ジャパン・ライツ・クリアランス（JRC）、(株)イーライセンス等新たな事業者が参入した。この法改正を機に、複製権はJRC、演奏権はJASRACなど、支分権ごとに管理事業者を選択することが可能になった。

さらに、放送・有線放送、インタラクティブ配信、業務用通信カラオケなど利用形態ごとに委託することもできる。放送については、著作権等管理事業法施行後も実質的にはJASRACが管理している。放送局は、JASRACと放送事業収入の一定の料率を乗じた金額を支払う包括的利用許諾契約（プランケット契約）を締結している。ラジオ局にとって包括契約によりどの楽曲も利用できることは、番組制作上大きな利点である。

ラジオ局も著作隣接権者であることから、実演家とレコード製作者の権利は制限されている。すなわち、ラジオ放送に商業用レコードを使用する際に実演家、レコード製作者の利用許諾の必要はない。ただし、実演家、レコード製作者はその対価を請求することはできる。この権利を報酬請求権と呼ぶ。「商業用レコードの二次使用料請求権」すなわち報酬請求権については、文化庁長官の指定された団体のみ行使することができる（著作権法第95条）。日本芸能実演家団体協議

会（芸団協）が実演家の、日本レコード協会（RIAJ）がレコード製作者の指定団体に指定されている。実演家については、芸団協内の実演家著作権隣接権センター（CPRA）が権利処理業務を行っている。CPRAは芸団協のほか、日本音楽事業者協会（音事協）、音楽制作者連盟（音制連）の三者で運営されている。放送事業者は、芸団協、RIAJと商業用レコード（CD）を番組内で利用する包括契約を締結している。商業用レコードの使用状況については、放送事業者がJASRACに提出したデータを利用している。

このように、ラジオ局は著作権、著作隣接権とも包括契約を締結しているため、番組で自由に商業用レコード（CD）を使用することができるのである。

5. IPサイマルラジオにおける音楽の権利処理

IPサイマルラジオを実施するには、放送とは異なりインタラクティブ配信という利用形態となるため、著作権、著作隣接権とも新たに許諾が必要になる。著作権に関しては、JASRACがインタラクティブ配信の包括契約の使用料規定を設けている（JASRAC使用料規定第11節）。ところが、放送という利用形態に関してはJASRACに委託しているが、インタラクティブ配信に関しては、JRCなど他の管理事業者に委託している楽曲も多い。

すなわち、著作権に関してはJASRACとの包括契約では不十分であり、他の管理事業者からも許諾を得なければならないのである。JRCなどの管理事業者も当然インタラクティブ配信に関する使用料規定を定めているが、IPサイマルラジオに関して、どのような適用をするのか明確な基準はない。それぞれの管理事業者の使用料に関する整合性、使用する楽曲の報告など課題は多い。

一方、著作隣接権に関してはプロジェクトを立ち上げた2005年当時、インタラクティブ配信に関する集中管理が行われていなかった。そのため、IPサイマルラジオの実現には個別の権利許諾が必要であり、特に制限を設けずに商業用レコード（CD）を利用しているラジオ番組を配信するのは極めて難しかった。このことが、大阪のIPv6マルチキャスト実験において放送の要件を整えることにこだわった理由の一つである。

こうした煩雑な権利処理を回避し放送の同時再送信の円滑化のために、著作権法が改正（2006年12月22日公布、2007年1月11日施行）され、第102条に著作隣

接権の制限条項が盛り込まれた。その条文³によると、放送事業者が与えられた免許の放送対象地域において入力型自動公衆送信を行う場合は、実演家、レコード製作者に送信可能化の許諾は必要ない。ただし、相当の補償金を支払う必要がある。これは、放送・有線放送における著作隣接権者の権利制限と内容的には同義である。入力型自動公衆送信とは、蓄積を伴わない形態であるため、実質的には放送と同時（サイマルキャスト）のストリーミング型配信を意味する。

文化庁の解説資料によると、地上波テレビ放送のデジタル放送への完全移行に伴い、伝送路の補完手段としてIPマルチキャストによる同時再送信が期待されているとある。そして、入力型自動公衆送信をIPマルチキャストとして説明している。すなわち、改正当時には電気通信役務利用放送法に基づく事業者が、IPマルチキャスト方式で地上波テレビを配信するIPTVサービスを主に想定していたのである。電気通信役務利用放送法（2001年6月29日公布、2002年1月25日施行）とは、通信回線を放送の伝送路として利用できるように制定された。ただし、IPサイマルラジオのような伝送速度の低いサービスは想定されていなかった。そのため、4Mbps以下の伝送速度のものは社会的影響が小さいとして同法の適用外とした（総務省電波監理審議会2001年10月24日）。

IPサイマルラジオのサービスに著作隣接権制限の条文を適用するには、放送対象地域への配信制限を行わなければならない。ここで放送対象地域の問題が生じる。たとえば、東京地区のラジオ局であるエフエム東京、J-WAVEの2社は県域免許（東京都）を与えられているが、実際は近隣の神奈川県、千葉県、埼玉県でも聴取することができる。また、2011年のアナログテレビ終了後の周波数帯域のうち、90MHzから108MHzのV-low帯で全国を7ブロック程度のエリアに分け、マルチメディア放送を行う構想があるが、ここには現行の地上波ラジオ放送のサイマルサービスも検討されている。

その場合、エフエム東京、J-WAVEの放送対象は、関東（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬）に甲信越（山梨、新潟、長野）を加えた地域となる。つまり、放送対象地域の解釈が現行のアナログ地上波なのか、V-low帯マルチメディア放送となるのかによって、著作隣接権制限の範囲が異なるという事態が生ずる。そもそも、放送法上は放送対象地域において良好な受信状態になるよう努めるという規定があるだけで、対象地域外に放送される、いわゆるスピルオーバーに関する規制はない。

したがって、著作隣接権の制限をエフエム東京、J-

WAVEの2社のアナログ地上波免許対象地域である東京都だけに限定することは、放送の同時再送信の円滑化という著作権法改正主旨にそぐわないことになる。

2006年の著作権法改正と同時期に、RIAJ、CPRAは商業用レコード（CD）を用いた放送番組のネットワークにおける二次利用を促進するため、実演家、レコード製作者の権利の一任型管理事業を開始した。一任型管理事業とは、使用料額の決定権限を委託者が保留するのではなく、管理事業者に一任することを指す。両協会とも、地上放送を行う一般放送事業者（民間放送）のラジオ番組のレコード実演およびレコード製作者の放送と同時のストリーム送信に関する包括的利用許諾契約の使用料規定を設けた。

つまり、改正著作権法の著作隣接権の権利制限ではなく、許諾権としての送信可能化であっても一任型の集中管理により、放送の報酬請求と実質同様の手続きでIPサイマルラジオを実現することができるようになったのである。また、使用料規程には配信対象地域に関する条件はないため、放送の実態に合わせた弾力的な運用が可能である。

6. IPサイマルラジオの権利許諾のありかたについて

民放ラジオは無料で、できるだけ多くの聴取者を獲得することにより、媒体価値を高め広告収入を得るといったビジネスモデルによって成り立っている。ラジオを構成する要素はパーソナリティやゲストなどの出演者、音楽、スポーツ、天気、ニュースなど多岐にわたる。ラジオ番組を制作し放送するには、それぞれ出演の承諾、利用の許諾を得ているが、そこには当然対価が発生する。インターネットを伝送路として、パソコンやスマートフォンをラジオ受信機とするIPサイマルラジオ（radiko）は、放送サービスに準じたサービスである。けれども、法的には放送と異なる行為となるため、権利者にはあらためてその意義を説明し理解を得る必要がある。

radikoのサービス主体は配信プラットフォームを構築している「IPサイマルラジオ協議会」であり、各放送局は番組を供給するコンテンツプロバイダー（CP）という位置づけになる。radikoの権利処理に関してプラットフォームが行うべきか、CPである放送局が担うべきかについては明確な基準はない。ただ、集中管理されている音楽についてはプラットフォームが、スポーツやニュースなど個別の権利については各放送

局が、元栓での許諾を得るとというのが現実的である。そこで、参加放送局と事務局とが協力して権利者に対し説明をした結果、ラジオの聴取環境を整備するという趣旨に関しては一様に理解を得ることができた。こうして著作権、著作隣接権の権利者団体、管理事業者、個別の権利者、広告主など、ラジオにかかわる多くの関係者の協力により試験配信を実施することができたのである。

ところで、権利者にとってラジオはプロモーションのためのメディアという側面もある。音楽を例にすると、歴史的にはラジオが演奏家の出演機会やレコードの市場を奪うとみなされた時期もあった。しかしながら、1950年代以降のポピュラー音楽の興隆にラジオが果たした役割は大きい。実際、レコード会社の宣伝担当の現場では、ラジオ番組に楽曲を放送してもらうことがプロモーションの基本だった。

ところが、2000年代に入り若年層のラジオ離れが進み、現在では、WEBがプロモーションメディアの中心的存在になりつつある。音楽をラジオ番組の構成要素とみなすか、ラジオを音楽のプロモーションメディアとして捉えるか、それぞれの立場によって見方は異なるものの両者は密接な関係がある。したがって、それぞれの立場のバランスを考慮した上で、権利者に対する公正な対価の還流システムを整備していくことが重要である。

現在、radikoは試験配信中であり、9月以降の実用化を目指しているが、その実用化に向けては、音楽の権利者からあらためて許諾を得る必要がある。radikoは放送エリアに準じた地域に無料で配信するサービスである。法的な行為としては著作権法第2条第1項第9号の4の自動公衆送信にあたる。そのため、著作権者からは同法第23条第1項の公衆送信権に基づく許諾が必要である。著作隣接権に関しては、前述した同法第102条の権利制限の条項を適用することも可能だが、実演家、レコード製作者ともに同法第92条の2の送信可能化にかかる権利許諾を得る方向で調整したいと考えている。

radikoの目的は聴取者を増やし、ラジオの媒体価値を高めることにある。実態としては放送に極めて近いサービスではあるが、法律上の行為としては同法第2条第1項第8号の放送ではなく、自動公衆送信である。したがって、広告収入に比例して放送の包括契約による音楽の使用料も増加するが、そこにradikoも包含すると解釈することは無理がある。

一方、各ラジオ局の広告収入が増加したとしてもプラットフォームとしての収入増は見込まれない。そこで、自動公衆送信の許諾の対価としては、管理事業者、

団体が定める「収入なし」の使用料規定を基本とするのが妥当であろう。

配信プラットフォームは基本的に参加ラジオ各局の費用負担により運営される。ただし、ラジオの音声CMと連動したシンクロアドや、聴取アプリケーションの有料化など、プラットフォーム独自の収益の可能性もある。こうした収益も、ラジオ番組を構成する音楽や実演家に因るところが大きい。そこで、こうしたプラットフォーム独自の収入に関しては、何らかの還流スキームを導入すべきだろう。すなわち、権利許諾の対価としては各団体が定めた基本利用料に、プラットフォームがラジオ放送との連携により得た収入の一部を加えるという方向性で協議したいと考えている。

ところで、集中管理を行っている音楽に関しては、放送利用実績報告に基づいての使用料分配が可能である。FM放送局はオンエア楽曲表示サービスを行っていることから放送使用全曲報告を実施しつつある。けれども、AM放送局に関しては楽曲の報告システムは未整備である。radikoの実用化と並行して、メタデータの整備、各局共通のデータベースの構築、放送楽曲の自動捕捉システムの構築なども推進していくべきだと考える。実演家については、関係団体に一定の利用料を定めたとしても権利者の分配は極めて困難である。そこで、放送と連携したサービスを利用するなどして、実演家のイベント告知、ファンクラブへの誘導、グッズ販売などの市場拡大に寄与するスキームを構築することを検討したい。

radikoの実用化に向けて、権利許諾以外にも複数の放送を安定的に配信するシステム、運用主体、サービスレベルなど課題は山積している。けれども、人々の想像力をかきたてるラジオという音声メディアの復権は、エンタテインメント、スポーツなどの活性化にも寄与することができるかと確信している。

1 2009年ビデオリサーチMCR調査（メディア環境調査・首都圏30キロ圏内）によると、ティーン層のラジオのメディア到達率は、平日平均で6.6%、土日平均で5.7%だった。

2 NTT西日本による「IPv6フォーラム」に参加することにより、技術リソースを利用することができた。

「IPv6」とは次世代のインターネット通信プロトコルである。現在主流のIPv4が2の32乗=422億9496万7296個のIPアドレスを持つが、IPv6は2の128乗とほぼ無限大で、NTTのフレッツ網など一部のプロバイダーで利用されている。通常のインターネットはリクエストに応じてセッションを張る一対一のユニキャストであるため、利用が増えると占有する回線の帯域も増加する。これに対し、マルチキャストとは、配信されるパケットがネットワーク途中のルーターで複製されるため、利用が増加しても一定の帯域しか占有しない放送に近い形態の配信サービスである。

「IPv6マルチキャスト」とは、次世代の通信プロトコルを利用した放送型サービス。

3 著作権法第102条（著作隣接権の制限）

（1項、2項 略）

3 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第99条の2に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第1項において準用する第38条第2項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第92条の2第1項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前2項の規定は、著作隣接権の目的となつているレコードの利用について準用する。（以下、略）

別表

IPサイマルラジオ協議会 (The Association of IP Simulcast Radio)	
設立	2009年12月15日
会長	宮原秀夫（独立行政法人情報通信研究機構理事長、前大阪大学総長）
会員	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ 株式会社文化放送 株式会社ニッポン放送 株式会社日経ラジオ社 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE エフエムインターウェーブ株式会社 朝日放送株式会社 株式会社毎日放送 大阪放送株式会社 関西インターネットメディア株式会社 株式会社FM802 株式会社エフエム大阪 株式会社電通（事務局）
事務局	電通ラジオ局内（担当青木、近藤） 〒105-7001 東京都港区東新橋1-8-1 TEL03-621-68083 FAX03-621-75620

*みうら・ふみお：慶應義塾大学経済学部卒。1980年（株）電通入社。現在、（株）電通関西支社統合メディア局次長。IPサイマルラジオ協議会幹事代表。アジア向け国際衛星放送「スターTV」の日本の音楽紹介番組のプロデュース、日本初のインターネットライブ（1995年APEC大阪）のプロデュースなどを手掛ける。2005年IPサイマルラジオのプロジェクトを立ち上げ、2010年3月試験配信を開始。元関西大学非常勤講師（社会学部1999年～2002年）。元神戸大学非常勤講師（経営学部1999年）。著書/「インターネット世界への扉」（1995年、マガジンハウス）、「デジタルコンテンツ革命」（1996年、日本経済新聞社）